



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社シーエスロジネット
 代 表 者 名 代表取締役社長 高 木 敏 明
 (JASDAQ・コード番号 2710)
 問 合 せ 先 取締役社長室長 乙 守 俊 秀
 T E L (052) 354-0015

支配株主であるテクタイト株式会社による当社株券に対する
 公開買付けに関する賛同及び応募推奨に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の支配株主（親会社）であるテクタイト株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を完全子会社とすることを企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

| | | |
|---------------|---|--------|
| (1) 名 称 | テクタイト株式会社 | |
| (2) 所 在 地 | 東京都墨田区錦糸一丁目 10 番 10 号 | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 松本 能和 | |
| (4) 事 業 内 容 | 電子部品輸入卸売販売、モーター・ブザー等電子部品開発製造販売、電子機器・電子製品の開発製造販売、家電製品・光学機器の卸売事業、EMS 事業コンサルティング、E-コマース事業、写真・映像関連の販売・卸売事業等 | |
| (5) 資 本 金 | 125 百万円 | |
| (6) 設 立 年 月 日 | 平成元年 4 月 4 日 | |
| (7) 大株主及び持株比率 | テクタイトホールディングス株式会社 | 73.60% |
| | 三菱UFJキャピタル株式会社 | 11.53% |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3.46% |
| | 湯原 育文 | 2.88% |
| | 山本 隆浩 | 1.73% |
| | 堤 和利 | 1.15% |
| | 内山 隆太郎 | 1.15% |
| | 信澤 博之 | 0.58% |
| | 佐藤 一男 | 0.58% |
| | 朴 智鉉 | 1.58% |

| | |
|-----------------------|--|
| (8) 当社と公開買付者の関係 | |
| 資 本 関 係 | 公開買付者は当社株式 2,417,000 株を所有し、当社の議決権総数（平成 28 年 3 月 31 日現在 4,728 個）の 51.12%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同様です。）を所有しております。 |
| 人 的 関 係 | 当社の取締役 3 名が公開買付者の取締役を兼務しており、当社の取締役 1 名が公開買付者の従業員を兼務しております。 公開買付者の企業グループより従業員 1 名が当社へ出向しております。 |
| 取 引 関 係 | 当社は公開買付者との間で商品の仕入販売等の取引があります。 |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 公開買付者は当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。 |

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、350 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 28 年 8 月 12 日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議の詳細は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）2,417,000 株（所有割合（注）：51.02%）を所有している親会社です。

この度、公開買付者は、平成 28 年 8 月 12 日開催の取締役会において、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（注）「所有割合」とは、当社が平成 28 年 8 月 12 日に公表した「平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（5,257,950 株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（520,601 株）を控除した株式数（4,737,349 株）に対する割合をいい、以下同じとします。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行うとのことです。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施する予定とのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の創業者で主要株主である第 2 位株主の金岡正光氏（以下「金岡正光氏」といいます。）及び金岡正光氏の資産管理会社であり、かつ、第 4

位株主の有限会社ベイシック（以下「ベイシック」といいます。）との間で、平成 28 年 8 月 12 日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、金岡正光氏が所有する当社株式 555,400 株（所有割合：11.72%）及びベイシックが所有する当社株式 172,040 株（所有割合：3.63%）の全て（727,440 株、所有割合：15.36%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

本応募契約の内容については、下記「4. 公開買付者と自社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

② 公開買付者における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者より、公開買付者における本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、電子部品輸出入卸売販売、モーター・ブザー等電子部品開発製造販売、電子機器・電子製品の開発製造販売、家電製品・光学製品の卸売事業、EMS（電子機器の受託生産）事業コンサルティング、E-コマース事業（電子商取引）、写真・映像機器関連の販売・卸売事業等を営む事業会社です。振動 MOTOR（線量計等に使用）の分野においては消費電流を抑えた振動 MOTOR の開発及び製造を行うという技術を有し、ゴルフ用 GPS 端末機器（残距離測定器）では高低差測定機能のついた GPS 端末機を開発・上市するなど、電子部品・機器の開発・製造に関し誇れる技術・ノウハウを持っているとのことです。公開買付者は、テクタイトホールディングス株式会社（以下「テクタイト HD」といいます。）がその議決権の 73.60%を所有しており、テクタイト HD はエレクトロニクス、デジタルマルチメディア、ソフト開発、Web サイト開発運営、ヒューマンリソーシング、アウトソーシング、フード&サービスの 7 つの分野で事業を展開している、公開買付者及び子会社（21 社）並びに関連会社（2 社）から構成される企業集団（以下「公開買付者グループ」といいます。）の株式を所有するグループ統括会社であるとのことです。

一方、当社は、当社及び連結子会社 4 社で構成され（以下、当社及び連結子会社 4 社を総称して「当社グループ」といいます。）、音楽ソフト（レンタル用 CD）、映像ソフト（DVD）、家庭用ゲーム機器及びゲームソフト等の卸売販売、音楽映像ソフトのレンタル及び CD・コンシューマーゲーム等の販売、映像コンテンツの衛星放送事業、白物家電及びハイレゾプレーヤー（高解像度音源のオーディオ機器）の卸売事業を行っており、国内の大手映像音楽ソフトメーカーと長年の取引実績を有しています。エンタテインメント・ソフト市場において「情報と商品の供給によりお客様を後方支援する」という基本方針に基づき、タイムリーな商品供給とより付加価値の高い情報サービスにより、差別化を図り、シェア拡大に努めています。

公開買付者は、当社グループを公開買付者のグループ企業とすることにより、主に、音楽映像関連商品の販売・卸売事業において公開買付者が保有する経営資源やノウハウ、商品やサービスを提供し、当社の既存の音楽映像卸売事業や小ロットかつタイムリー配送などの様々なノウハウを活用することで公開買付者及び当社双方の企業価値向上が果たせると判断し、平成 26 年 3 月に当社を公開買付者の子会社とすることを目的とした公開買付け（以下「前回公開買付け」といいます。）を開始し、当該公開買付けが終了した同年 5 月に当社株式 2,417,000 株（所有割合：51.02%）を所有するに至りました。

公開買付者は、前回公開買付け後、公開買付者から当社へ役員を派遣し、経営基盤の強化を図りました。また、平成 26 年 9 月には公開買付者の電子機器・電子製品の開発製造販売における技術・ノウハウと当社の音楽映像ソフト及びコンシューマーゲームの卸売事業における販売ルート、及びゲームソフト・メーカー、映像ソフト・メーカーの物流受託事業（サード・パーティー・ロジスティクス）における物流加工に関するノウハウ、並びに当社の札幌、東京、名古屋、大阪、福岡における営業網を活用すべく、当社の事業領域の拡大と企業価値の向上を図ることを目的として、公開買付者、当社及び Dongbu Lightec Co.,Ltd との間で LED 照明及び厚さ 8 ミリ、6 ミリ、4 ミリの透明アクリル板を「3D-V-Cutting（国際特許取得済）」という特殊技術で加工し、高輝度 LED でアクリル板の面全体を均一に発光させるルミシートという製品の販売を目的とする合弁会社を設立しました。さらに、

平成 27 年 12 月にはパソコン、サーバー、プリンタ等 IT 機器の世界的なメーカーであるヒューレット・パッカード社のブランド「hp」による DVD-R、CD-R 等の録音・録画用記録メディアの日本国内における販売について、公開買付者を総輸入元、当社を日本国内における総販売元とする独占販売を開始し、当社グループの事業領域及び売上高の拡大を図っております。

このように、公開買付者と当社は、当社グループの収益性及び企業価値の向上のための施策や営業体制について、ともに検討・実施してまいりました。

しかしながら、今後の業界内での競争激化を勝ち抜くためには、効率的な商品管理体制の構築、物流・配送拠点の再構築等といった施策の実施のみならず、既存の卸売事業や小売事業（本日、当社が公表した「会社分割（簡易新設分割）及び子会社の異動に関するお知らせ」（以下「会社分割プレスリリース」といいます。）に記載の当社が譲渡することとなった販売用映像ソフトの卸売事業及び映像ソフトの小売事業（以下「譲渡対象事業」といいます。）を除きます。）の収支均衡を図りつつ、成長分野へ経営資源を優先して投入することにより、事業ポートフォリオのダイナミックな組替えを目指し、成長分野の 1 つであるデジタルコンシューマー事業（DVD プレーヤー、光メディア、冷蔵庫・洗濯機等の白物家電製品、デジタルオーディオプレーヤー、ドライブレコーダー等の多様な商品群を取扱う卸売業をいい、以下同じとします。）の推進を強化していくことが必要不可欠であり、そのためには、公開買付者と当社の資本関係及び事業戦略を完全に一体化した上で、双方の経営資源を法人間の垣根なく相互活用するなど、公開買付者及び当社の意思決定の一体化と柔軟かつ戦略的な事業運営体制を整えることが必要であると判断し、公開買付者は平成 28 年 7 月上旬に当社に対して、上記経営課題に対する抜本的な対策の可能性を検討するための協議を持ちかけ、当社の将来的な企業価値の向上に向けた議論を開始しました。また、公開買付者と当社は、平成 28 年 7 月上旬の公開買付者からの提案を機に、公開買付者は公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として東京共同会計事務所（以下「東京共同会計」といいます。）を選任し、当社は公開買付者及び買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてクライム・ヒル株式会社（以下「クライム・ヒル」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社と公開買付者の営業部門の統一等による人的資源及び経営基盤の有効活用を図り、成長分野の 1 つであるデジタルコンシューマー事業において公開買付者グループとの物流施設の共同利用による効率化の推進を図る等、より一層のシナジーを追求するには、本取引により当社を公開買付者の完全子会社とした後、公開買付者を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことが合理的であるとの結論に達し、最終的に、平成 28 年 8 月 12 日開催の公開買付者の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

③ 当社における意思決定に至る過程

当社は、平成 28 年 7 月上旬の公開買付者からの本公開買付けを含む本取引についての上記提案を受け、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるファイナンシャル・アドバイザーとしてクライム・ヒルを、リーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するための諮問機関として、平成 28 年 7 月 6 日に第三者委員会（第三者委員会の詳細については、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。）を設置し、本取引の諸条件について、公開買付者及び各アドバイザーとの間で、複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

当社は、クライム・ヒルより平成 28 年 8 月 4 日付で報告を受けた当社株式価値の算定に関する中間報告の内容及び同社から平成 28 年 8 月 10 日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）並びに二重橋法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

当社を取り巻く経営環境は、スマートフォン及びタブレット端末（以下「モバイル端末」といいます。）の高画質化その他機能の高性能化による高付加価値機能の充実並びに通信会社から提供される大容量データ通信の高速化によって、モバイル端末向けの音楽・映像・ゲーム配信サービスが充実したことに伴い、音楽・映像・ゲーム等のパッケージソフトの市場規模は年々縮小し、当社がレンタル店向けに販売するこれらパッケージソフトの販売数量も年々減少していることから、以前にも増して非常に厳しいものになっております。

当社は、このような経営環境の変化に対応するため、業績改善のための施策として（イ）新規事業の開発、（ロ）既存事業に係るコスト構造の見直しを事業戦略として掲げ、具体的には、（i）人的資源の適正配置による新規事業開発・営業力の強化、（ii）LED製品等の高付加価値商品の取扱いの拡大、（iii）余剰在庫の削減による在庫水準の適正化、（iv）公開買付者グループとの経営資源の共有による管理コストの削減等の諸施策を実施してまいりましたが、一方で、人的資源の一部流出による本社管理機能の低下により、内部統制の不備を招く等の悪影響も生じております。

かかる経営環境のもと、当社が中長期的な収益向上を実現するためには、既存の卸売事業や小売事業（本日、当社が公表した会社分割プレスリリースに記載の当社が譲渡することとなった販売用映像ソフトの卸売事業及び映像ソフトの小売事業（譲渡対象事業を除きます。）の収支均衡を図りつつ、成長分野へ経営資源を優先して投入することにより、事業ポートフォリオのダイナミックな組替えを目指し、成長分野の1つであるデジタルコンシューマー事業の推進を強化していくことが重要であると認識しております。デジタルコンシューマー事業は、新たに事業を立ち上げた平成 28 年 3 月期決算では在庫の採算性を見直したことにより、一過性の損失を計上したものの、DVDプレーヤー、光メディア、冷蔵庫・洗濯機等の白物家電製品、デジタルオーディオプレーヤー、ドライブレコーダー等の多様な商品群を取扱っているため、今後は、海外の協力工場を含めた製品の品質管理体制の強化及び検査体制の強化による不良品発生の抑制、物流拠点の整備と公開買付者グループとの物流倉庫等の共同利用等の効率化の推進によるコスト削減並びにこれらを支える内部管理体制の再構築といった施策を行うことにより、当社の新たな成長エンジンとして中長期的な収益向上に寄与するものと考えております。しかしながら、こうした施策の実施にあたっては、公開買付者グループと重複する事業部門を集約し、公開買付者グループ全体で経営資源の効率的な活用を進めるための合併等の組織再編等、抜本的な構造改革が必要不可欠であり、上場会社としての独立性及び自主性を維持しながら上記の諸施策を実施するには不確実性が存在すること、また、上記の多様な商品群の商品管理、品質管理及び検査体制を強化するためのシステム先行投資や人的資源の拡充に伴い、短期的な利益水準に悪影響を及ぼす可能性があり、これらが当社株式の株価にも悪影響を及ぼす可能性を否定できないことから、結果として、株主の皆様のご期待に沿えない可能性があるものと認識しております。

本取引により、当社が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者グループとの合併等の組織再編を含む上記諸施策の意思決定の迅速化を通じて、当社の構造改革を大胆かつ速やかに実行することが可能となり、さらに、公開買付者グループとの物流施設の共同利用による効率化や人的資源の適正配置等の推進による収益力の強化を通じて、当社の安定的な事業基盤の構築に資するものであると判断するに至りました。

以上のとおり、当社は、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、平成 28 年 8 月 12 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付価格は、当社が平成 28 年 8 月 12 日に公表した当社第 1 四半期決算短信に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の 1 株当たり純資産額 603 円（1 円未満切捨）を下回る価格であるものの、（i）本公開買付けは、当社の解散を目的としたものではなく、上記 1 株当たり純資産額は、継

続企業の前提（ゴーイング・コンサーン）に基づき計算された額であって、実際の解散価値とは異なること、(ii) 下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているクライム・ヒルによる当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果（クライム・ヒルは、当社による平成 28 年 5 月 20 日付「不適切な会計処理が行われたことの判明及び社内調査委員会の設置並びに平成 28 年 3 月期業績予想修正・同決算発表の延期に関するお知らせ」、平成 28 年 6 月 2 日付「配当予想の修正に関するお知らせ」及び平成 28 年 7 月 29 日付「社内調査委員会報告書受領に関するお知らせ」の公表が、当社株式の市場株価及び当社株式の流動性に一定の影響を与えた可能性があることを踏まえ、下記「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、平成 28 年 8 月 10 日を算定基準日とする当社株式の東京証券取引所 JASDAQ における直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の終値単純平均株価のほか、直近 6 ヶ月間の終値単純平均株価も市場株価法に基づく算定結果として採用することにより、当社がこれらを公表する以前の期間における市場株価も算定の要素として考慮しています。）を上回るものであること（なお、当社は、平成 28 年 8 月 12 日付で会社分割プレスリリースを公表し、譲渡対象事業を譲渡する旨の内容をお知らせしておりますが、当該譲渡が当社の業績に与える影響は軽微であり、当該会社分割プレスリリースの内容は、当社株式の市場株価に大きな影響を与えるものではないと考えております。）、(iii) 株式の本源的価値を分析する代表的な算定手法であるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果の範囲の上限値に近い価格であること（当社は、平成 28 年 8 月 12 日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成 29 年 3 月期の連結業績予想における収益指標のすべてが平成 28 年 3 月期の連結業績における同実績値よりも改善する旨の内容をお知らせしておりますが、平成 29 年 3 月期の連結業績予想に基づき当社が同期間に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローの現在価値は、DCF 法に基づく算定結果に考慮されております。）、(iv) 本公開買付けの公表日の直近取引成立日である平成 28 年 8 月 9 日の東京証券取引所 JASDAQ における当社株式の終値 200 円に対して 75.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、平成 28 年 8 月 10 日から過去 1 ヶ月間の終値単純平均株価 198 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様です。）に対して 76.77%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均株価 223 円に対して 56.95%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均株価 239 円に対して 46.44%のプレミアムが付されていること、(v) 下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための各措置を講じており、少数株主の利益への配慮を行っていること、(vi) 利益相反を解消するための措置を講じた上で、下記のとおり、当社と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉を行った上で決定された価格であることから、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムが付された価格による株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

なお、当社は、平成 28 年 8 月 3 日に公開買付者から本公開買付け価格を 1 株当たり 303 円とする旨の提案を受けた後、同月 4 日にクライム・ヒルから当社株式価値の算定に関する中間報告を受け、その報告内容及び第三者委員会における検討を踏まえた結果、同月 5 日に公開買付者に対して本公開買付け価格の再検討を要請いたしました。その後、同月 8 日に公開買付者から本公開買付け価格を 1 株当たり 333 円とする旨の提案を受けるに至り、当社は、第三者委員会における更なる検討を踏まえた上で、同月 8 日に公開買付者に対して本公開買付け価格の更なる引上げを要請いたしました。その後、同月 9 日に公開買付者から本公開買付け価格を 1 株当たり 350 円とする旨の最終提案を受けるに至りました。当社は、平成 28 年 8 月 10 日付でクライム・ヒルから本株式価値算定書を取得し、第三者委員会での更なる検討結果を踏まえた上で、当該最終提案について慎重に検討を行いました。このように、当社は公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである東京共同会計との間で、本公開買付け価格について独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の交渉を行っております。

以上により、平成 28 年 8 月 12 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表

明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、当社取締役8名のうち、松本能和氏は公開買付者の代表取締役社長を、湯原育文氏は公開買付者の専務取締役を、鵜崎俊也氏は公開買付者の取締役をそれぞれ兼務していることから、本取引に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏は公開買付者の従業員を兼務していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鵜崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。

(3) 算定に関する事項

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(イ) 第三者算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意見を表明するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるファイナンシャル・アドバイザーとしてクライム・ヒルに当社株式価値の算定を依頼いたしました。なお、クライム・ヒルは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

(ロ) 第三者算定機関による算定の概要

クライム・ヒルは、複数の算定手法の中から当社株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び当社業績の内容や予想等を勘案したDCF法の各手法を用いて当社株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、当社は、平成28年8月10日付でクライム・ヒルより本株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、クライム・ヒルから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法 198円から239円

DCF法 215円から375円

市場株価法では、平成28年8月10日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所JASDAQにおける直近1ヶ月間の終値単純平均株価198円、直近3ヶ月間の終値単純平均株価223円及び直近6ヶ月間の終値単純平均株価239円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を198円から239円と分析しております。

DCF法では、当社が作成した事業計画を基に、平成29年3月期から平成33年3月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成29年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析しております。なお、割引率は3.84%から4.70%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は $\Delta 0.5\%$ から 0.5% として算定しております。

また、クライム・ヒルがDCF法による分析に用いた当社作成の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは、平成29年3月期においては、当社が平成28年3月期において計上した一過性の損失である棚卸資産評価損の計上を予定しておらず、また、平成31年3月期及び平成32年3月期においては、売上高の増加による粗利益の増加に伴い、各期間における営業利益及びEBITDAが前期対比で大幅な増益となることを見込まれるためであります。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体

的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。なお、DCF法による算定の前提とした当社財務予測の具体的な数値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 平成 29 年 3 月期 | 平成 30 年 3 月期 | 平成 31 年 3 月期 | 平成 32 年 3 月期 | 平成 33 年 3 月期 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 | 10,805 | 10,289 | 10,556 | 10,747 | 10,798 |
| 営業利益 | 62 | 57 | 77 | 104 | 110 |
| E B I T D A | 122 | 117 | 137 | 164 | 170 |
| フリー・ キャッシュ・フロー | 186 | 10 | 55 | 82 | 102 |

(注) 上記各期間における予測数値には、平成 28 年 8 月 12 日付で当社が公表した会社分割プレスリリースに記載の譲渡対象事業に係る平成 28 年 10 月 1 日以降の予測数値は含まれておりません。また、当該譲渡に伴う現金収支は、平成 29 年 3 月期におけるフリー・キャッシュ・フローの計算において考慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立し、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主として権利行使することが可能となった場合には、本公開買付けの成立から概ね 2 ヶ月以内に、公開買付者は、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であるとのことです。株式売渡請求においては、当社株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であるとのことです。この場合、公開買付者は、その旨を、当社に通知し、当社に対し株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社が取締役会の決議により当該株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主が所有する当社株式の全てを取得するとのことです。公開買付者は、売渡株主の所有していた当社株式の対価として、各売渡株主に対し、当社株式 1 株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定であるとのことです。なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、当社取締役会において、公開買付者による株式売渡請求を承認する予定です。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、本公開買付けの成立から概ね 2 ヶ月以内に、公開買付者は、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てら

れます。)に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主(公開買付者及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定であるとのことです。また、当社株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定であるとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する当社の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本取引の実施後速やかに、本合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程及び本合併後の存続会社の経営体制等の詳細については未定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、当社株式は東京証券取引所JASDAQに上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているとのことです。その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQにおいて取引することはできません。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、当社が公開買付者の子会社であり、公開買付者が当社株式2,417,000株(所有割合:51.02%)を直接所有しており、当社を子会社に行っていること、また、当社取締役8名のうち、松本能和氏は公開買付者の代表取締役社長を、湯原育文氏は公開買付者の専務取締役を、鵜崎俊也氏は

公開買付者の取締役をそれぞれ兼務していることから、本取引に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏は公開買付者の従業員を兼務していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりませんが、公開買付者及び当社において以下の①から⑥の措置を講じていることから、当社は、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである東京共同会計に対し、当社株式の価値の算定を依頼したとのことです。なお、東京共同会計は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

東京共同会計は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の価値の算定を行い、公開買付者は東京共同会計から平成28年8月10日付で株式価値算定書(以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、公開買付者は東京共同会計から、本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

| | |
|-------|------------|
| 市場株価法 | 198円から239円 |
| DCF法 | 254円から351円 |

市場株価法では、平成28年8月10日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所JASDAQにおける直近1ヶ月間の終値単純平均値198円、直近3ヶ月間の終値単純平均値223円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値239円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を198円から239円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した平成29年3月期から平成33年3月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、当社が平成29年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を254円から351円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、東京共同会計から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の直近6ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に勘案し、当社、金岡正光氏及びベイシックとの協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成28年8月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり350円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格である1株当たり金350円は、本公開買付けの実施についての公表日の直近取引成立日である平成28年8月9日の東京証券取引所JASDAQにおける当社株式の終値200円に対して75.00%、過去1ヶ月間(平成28年7月11日から平成28年8月10日まで)の終値単純平均値198円に対して76.77%、過去3ヶ月間(平成28年5月11日から平成28年8月10日まで)の終値単純平均値223円に対して56.95%、過去6ヶ月間(平成28年2月11日から平成28年8月10日まで)の終値単純平均値239円に対して46.44%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とな

ります。なお、前回公開買付けにおいては、当社株式 2,417,000 株（所有割合：51.02%）を 1 株当たり 350 円で取得しております。当該買付価格は当社が公表している財務諸表や東京証券取引所における当社株式の市場株価の動向等の一般に公表されている客観的な情報に基づきつつ、当社株式の価値に関するその他の諸要素を総合的に考慮した上で、金岡正光氏及び当社との協議及び交渉の結果を踏まえて決定しておりますが、本公開買付価格との差額はございません。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるクライム・ヒルより、本株式価値算定書を取得しております。なお、本株式価値算定書の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 28 年 7 月 6 日、当社及び公開買付者から独立した、外部の有識者である松本拓生氏（恵比寿松本法律事務所 弁護士）、三浦弘明氏（株式会社中央総合ビジネスコンサルティング常務取締役 公認会計士）及び齊藤健一氏（税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ代表社員 税理士）の 3 名から構成される第三者委員会（なお、当社は、第三者委員会の設置当初から上記 3 名を委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はございません。）を設置し、第三者委員会に対し（イ）本公開買付けを含む本取引の目的の正当性、（ロ）本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手の公正性、（ハ）本公開買付けを含む本取引により当社の少数株主等に交付される対価の妥当性、及び（ニ）上記（イ）から（ハ）を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下（イ）から（ニ）を総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

なお、第三者委員会は、平成 28 年 7 月 6 日より同年 8 月 10 日までの間に合計 6 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、かかる検討にあたり、当社、公開買付者及びクライム・ヒルから提出された資料を検討し、当社、クライム・ヒル及び二重橋法律事務所との質疑応答を行うだけでなく、委員による公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである東京共同会計を招いての質疑応答を行うことにより、本諮問事項について慎重に審議を行っております。

以上にに基づき、第三者委員会は、平成 28 年 8 月 10 日に当社取締役会に対し、本諮問事項につき概ね以下を内容とする本答申書を提出しております。

（イ） いかなる目的でいかなる取引に取り組むかは、本質的に経営の専門家である取締役の裁量による経営判断であることに鑑み、当社取締役会には、経営判断における一定の裁量が与えられていることを前提としつつ、本取引の目的について、当社が置かれた客観的な事業環境や経営課題に矛盾しない、首尾一貫した説明が与えられているか、本取引の目的と取引内容の間に合理的な関係が認められるか、その他、目的の正当性に疑問を抱かせるような事実がないかを検討した。「当社を取り巻く経営環境は、モバイル端末の高画質化その他機能の高性能化による高付加価値機能の充実並びに通信会社から提供される大容量データ通信の高速化によって、モバイル端末向けの音楽・映像・ゲーム配信サービスが充実したことに伴い、音楽・映像・ゲーム等のパッケージソフトの市場規模は年々縮小し、当社がレンタル店向けに販売するこれらパッケージソフトの販売数量も年々減少していることから、以前にも増して非常に厳しいものとなっており、かかる経営環境のもと、当社の中長期的な収益向上を実現するためには、公開買付者グループと重複する事業部門を集約し、公開買付者グループ全体で経営資源の効率的な活用を進めるための合併等の組織再編等、

抜本的な構造改革が必要不可欠であり、上場会社としての独立性及び自主性を維持しながら上記の諸施策を実施するには不確実性が存在することから、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者グループとの合併等の組織再編を含む上記諸施策の意思決定の迅速化を通じて、当社の構造改革を大胆かつ速やかに実行することが可能となり、さらに、公開買付者グループとの物流施設の共同利用による効率化や人的資源の適正配置等の推進による収益力の強化を通じて、当社の安定的な事業基盤の構築に資するものであると判断される」との経営判断は合理的なものであると認められ、本取引は究極的には中長期的な当社の企業価値の向上、そして同時に、そのための諸施策による一時的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化により株価が不安定化するというリスクを一般株主から遮断するために行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であると判断する。

- (ロ) 本取引に係る交渉過程の手続について検討した結果、内部的な意思決定や公開買付者との交渉において、公開買付者からの影響力を排除するために十分な利益相反回避措置が講じられており、また、実際に行われた交渉の経緯においても、少数株主等の利益の保護を念頭に、本公開買付けの価格を最大限に高めるための粘り強い交渉が行われたものと評価することができ、さらに、かかる交渉においては、独立した外部の専門家としてのファイナンシャル・アドバイザーであるクライム・ヒル及びリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの助言を活用して、判断材料の客観化により恣意性を回避していると認められ、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると判断する。
- (ハ) 本取引により当社の少数株主等に交付される対価について慎重に検討した結果、当社取締役会が定評ある算定機関であるクライム・ヒルからの助言を受けており、その助言内容が合理的かつ客観的な評価に基づいて行われたものであり、また、本取引に係る公開買付者と当社との交渉も、独立した当事者間の交渉と同等であると評価することができ、さらに、その交渉結果として合意された本公開買付け価格に付されているプレミアムの水準についても、過去の非公開化を目的とした公開買付け事案と比較して遜色のない水準のプレミアムが付されているものと推認することができるものと判断するものであり、本取引により当社の少数株主に交付される対価は妥当であると判断する。
- (ニ) 本取引が少数株主等にとって不利益でないか否か、そして、それを踏まえ本公開買付けに当社取締役会が賛同意見を表明することの是非について慎重に検討した結果、少数株主等に対する強圧性は認められず、また、少数株主等にとって十分な判断機会が確保されており、さらに、少数株主等にとって特段の不利益となるような事情が認められず、これらを踏まえ、本公開買付けに当社取締役会が賛同意見を表明することは妥当であると判断する。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び公正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、二重橋法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関であるクライム・ヒルから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、平成 28 年 8 月 12 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社取締役 8 名のうち、松本能和氏は公開買付者の代表取締役社長を、湯原育文氏は公開買付者の専務取締役を、鴫崎俊也氏は公開買付者の取締役をそれぞれ兼務していることから、本取引に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏は公開買付者の従業員を兼務していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鴫崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。

⑥ 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 公開買付者と自社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、金岡正光氏及びベイシックとの間で、平成 28 年 8 月 12 日付で本応募契約を締結し、金岡正光氏が所有する当社株式 555,400 株（所有割合：11.72%）及びベイシックが所有する当社株式 172,040 株（所有割合：3.63%）の全て（727,440 株、所有割合：15.36%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

その他、本応募契約において、金岡正光氏及びベイシックは、当社株式を所有していること及び担保権、請求権その他の負担が存在しないことが真実かつ正確であることを表明し、保証しているとのことです。また、本応募契約においては、金岡正光氏及びベイシックによる表明及び保証違反又は本応募契約に定める義務（注）違反による補償責任について規定されているとのことです。なお、上記以外に本応募契約において、応募に関する前提条件は規定されていないとのことです。

（注）本応募契約における金岡正光氏及びベイシックの義務として、①応募後速やかに、本公開買付けへの応募申込書の写しを交付する義務、②契約上の地位譲渡の禁止、③秘密保持義務、及び④誠実協議に関する義務が規定されているとのことです。

なお、平成 28 年 8 月 12 日に当社が公表した「主要株主による当社株式の買付けに関するお知らせ」に記載のとおり、金岡正光氏は、当社の第 3 位株主である金岡由美氏（以下「金岡由美氏」といいます。）が所有する当社株式 285,355 株（所有割合：6.02%）を公開買付期間中に買取することを予定しているとのことです。その際の買取価格については、本公開買付価格と同額とする旨を伺っております。

また、公開買付者と金岡正光氏との間で、金岡正光氏が当該取得により新たに所有することとなる当社株式 285,355 株（所有割合：6.02%）については、本公開買付けに応募する旨の合意はしていないとのことです。応募する意向である旨を伺っているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はございません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はございません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はございません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はございません。

9. 今後の見通し

本公開買付け成立後の方針については、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者における意思決定に至る過程」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」並びに「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

10. 支配株主との取引等に関する事項

当社は、平成 28 年 8 月 2 日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引については、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がされており、少数株主に不利益を与えないよう公正かつ適切に対応する旨を記載しております。

当社は、本公開買付けにおいて、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと考えております。

また、当社は、第三者委員から平成 28 年 8 月 10 日付で、本取引に係る当社の意思決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する本答申書を取得しております。なお、当該意見の詳細については、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

11. その他

本日、当社は未定としておりました平成 29 年 3 月期の通期連結業績予想を「業績予想の修正に関するお知らせ」により公表しております。詳しくは、当該公表文をご参照ください。

以上

(参考)「株式会社シーエスロジネット株券（証券コード 2710）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添）

(別添)

平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 : テクタイト株式会社
代 表 者 名 : 代表取締役社長 松本 能和
問 合 せ 先 : 専務取締役 湯原 育文
電 話 番 号 : 03-5611-2525

株式会社シーエスロジネット株券（証券コード 2710）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

テクタイト株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 8 月 12 日、以下のとおり、株式会社シーエスロジネット（コード番号 2710、株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、本日現在、対象者株式 2,417,000 株（所有割合（注）：51.02%）を所有している親会社です。この度、公開買付者は、平成 28 年 8 月 12 日開催の取締役会において、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注）所有割合とは、対象者が平成 28 年 8 月 12 日に公表した「平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（5,257,950 株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（520,601 株）を控除した株式数（4,737,349 株）に対する割合をいいます。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社シーエスロジネット

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 28 年 8 月 15 日（月曜日）から平成 28 年 9 月 27 日（火曜日）まで（30 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 350 円

(5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---------------|----------|----------|
| 2,320,349 (株) | — (株) | — (株) |

(6) 公開買付代理人

SMBC 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(7) 決済の開始日

平成 28 年 10 月 3 日（月曜日）

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 28 年 8 月 15 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上